

八財第1047号
平成24年7月10日

入札参加業者各位

八幡浜市財政課長
(公印省略)

八幡浜市建設工事低価格入札者排除措置要綱の制定について

市工事の品質を確保し、下請け、資材納入へのしわ寄せを防止する等の観点から、低入札価格調査制度、最低制限価格制度を導入していますが、繰り返しの低価格入札が後を絶たない現状です。

このため繰り返し低価格の入札を行う者を排除し、競争入札における公正な競争と市工事の品質を確保するため、標記要綱を制定し、平成24年8月1日以降、公告、通知する入札から適用することとしたので、お知らせします。

記

1. 排除措置について

(1) 対象者等

調査基準価格及び最低制限価格を下回る価格で入札を行った者に適用する。各四半期の末日(6月30日、9月30日、12月31日、3月31日)を基準日とし、当該年度において低入札を累積2回以上行った者に対して排除措置を行う。

(2) 排除期間

3ヶ月+(低入札累積回数-2)ヶ月とする。

この算式により6ヶ月を超える場合は、6ヶ月とする。

基準日の翌々月の1日から排除措置を行う。

2. その他

排除措置対象者は、八幡浜市ホームページに掲載する。

財政課 契約検査室 契約係 TEL 22-3111 内線 471・474